

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和五年四月六日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人 ホーム	社会福祉法人特別養 護老人ホーム サン フェニックス	福山市瀬戸町大字 地頭分2721番地	名称	社会福祉法人すみれ佑 和会 特別養護老人 ホーム 瀬戸すみれ園
老人 ホーム	ケアハウス サン フェニックス	福山市瀬戸町大字 地頭分2721番地	名称	社会福祉法人すみれ佑 和会 ケアハウス 瀬 戸すみれケア
老人 ホーム	社会福祉法人サン フェニックス 養護 老人ホーム 光寿園	福山市瀬戸町大字 地頭分2722番地 1	名称	社会福祉法人すみれ佑 和会 養護老人ホーム すみれ光寿園
老人 ホーム	社会福祉法人サン フェニックス 丘の 上ケアハウス	福山市蔵王町字金 原3442番地 1	名称	社会福祉法人すみれ佑 和会 ケアハウス 蔵 王すみれケア